



スーパー耐久シリーズ 2013 第4戦
SUPER TEC
富士スーパー耐久7時間レース

Super Taikyu 2013
8.10 予選 SAT 11 決勝 SUN

オーガナイザー：富士スピードウェイ株式会社/富士モータースポーツクラブ 公認：一般社団法人日本自動車連盟(JAF) 認定：スーパー耐久機構(STO)/ドヨトカーズ・レース・アソシエーション(T.R.A.)/NISSAN GT-R 特約サービスマスター協会(ASA)/チューニングカルチャーアソシエーション(T.C.A.)
後援：小山町/静岡県/浜松市/静岡県観光協会/小山町観光協会/静岡県観光協会/浜松市観光協会

【公式通知No. 7 1 / 2】

2013/7/31
事務局発行

全エントリー宛

1) 参加者に対する各種書類について

参加者はマーシャルより届けられた各種の書類を確認の上署名し、指示事項があれば速やかに従うこと。

2) ピットイン・ピットアウトについて

ピットロードの走行レーンより自己の停止エリアへ、及び停止エリアより走行レーンへの進路変更の際は前後・左右の安全を確認すること。

3) 予選中の黄旗区間の走行について

黄旗区間の走行は、マーシャルの活動を妨げないように現場より離れたラインを減速して走行すること。減速違反は区間通過対象車両の走行状況を当該ポスト主任が判断する。

なお、コース(セフティーゾーンを含む)上に車両が停止し処理が必要な場合、原則として2周回の間で処理できない時は赤旗にて中断する。

4) 黄旗区間の減速義務違反の判定基準について

一本の黄旗振動区間

速度を落とし、追越しをしないこと。スピン、コースアウト、白線からはみ出しの無い様に確実にコントロールし、進路変更する準備をせよ。トラックの脇あるいはトラック上の一部に危険箇所がある。

二本の黄旗振動区間

速度を落とし、追越しをしないこと。スピン、コースアウト、白線からはみ出しの無い様に確実にコントロールし、進路を変更する、あるいは停止する準備をせよ。トラックが全面的また部分的にふさがれているような危険箇所がある。

ドライバーの遵守事項、黄旗提示運用

ドライバーは、黄旗提示区間においては十分に減速してコース中央よりに進路変更し、事故現場の通過に備える。また事故現場の通過に際しては、オフィシャルの作業の妨げにならないよう、一列で走行して通過すること。運用として、黄旗は複数のポストで表示する場合がある。

5) ダンロップコーナー(10P~11P間)におけるランオフエリア走行について

2013 富士スピードウェイ一般競技規則書第17条2. に示された通り、エスケープロードに進入した車両はエスケープロードに設置されたシケインを安全な速度で通過してコースに復帰することが許される。

6) コーナーをショートカットしたり、ランオフエリアをそのまま走行してコースに復帰した場合、下記の処置がとられる。

公式予選 : タイム短縮に繋がったと判定された場合は当該周回のタイムの抹消、もしくは、スターティンググリッドの降格。

決勝レース : 結果として有利になったと判定された場合、ペナルティが科せられる。

尚、コース復帰時に危険な状況を引き起こしたと判断された場合は危険行為として判定されペナルティが科せられる。

7) 年間パス・クレデンシャルの掲示

年間パス及びクレデンシャルは大会期間中、必ず識別しやすい位置に掲示着用すること。(ドライバーも自己の競技中以外に掲示着用すること)

尚、大会期間中に掲示着用の検査を実施する。その際各エントリーは検査に協力しなければならない。

以上



スーパー耐久シリーズ 2013 第4戦
SUPER TEC
富士スーパー耐久7時間レース



8.10 予選 SAT 11 決勝 SUN

オーガナイザー：富士スピードウェイ株式会社/富士モータースポーツクラブ 公認：一般社団法人日本自動車連盟(JAF) 協定：スーパー耐久機構(STO)/Fヨタカーズ・レース・アソシエーション(T.R.A.)/NISSAN GT-R 特約サービス工場協会(ASA)/チューニングカルチャーアソシエーション(T.C.A.)
後援：小山町/静岡県/東野市/静岡県観光協会/小山町観光協会/静岡県観光協会/東野市観光協会

【公式通知No.7 2/2】

2013/7/31
事務局発行

9)自動車番入力装置の返却について

オーガナイザーより配布された自動車番入力装置はその使用が終了した場合、直ちに返却すること。その際テープ等の貼付されたものは剥がして返却しなければならない。

なお、返却場所はコントロールセンター1階、大会事務局とする。

10)ピットエリア及び指定整備場所において駐車することができるサービスカーは長さが指定されたマスの大きさ以下の車輛に限られる。

11)指定整備場所内でのテントの設営は定められた広さの中で実施すること。また風等によって他エントラント、施設に対し損害のないように十分な措置を施すこと。

また夜間、その場を離れる際にはテントを一度たたむか、足部分を短くする等、安全な対策を施すこと。

強風などの場合にはオフィシャルの指示に従ってテントを撤去しなければならない。

12)車載ビデオカメラについて

競技車両にビデオカメラ搭載予定のエントラントは参加受付までに申請し、自クラスの車両検査時にチェックを受けること。車両検査以降の申請については、別途規定された再車検手数料を添えて申請すること。

申請書の書式は、大会名、クラス、カーNo.、エントラント名、ドライバー名、使用目的を明記すること。

使用目的として認められるものは、自己の学習を目的としたもののみとし、商業目的、不特定多数への映像の提示等については厳禁される。

13)車両通行証の表示について

パドックに入場する全車両は、あらかじめ配布された車両通行証に使用する車両ナンバーを記入のうえ、フロントガラスの外部より視認できる位置に貼付すること。

車両通行証不貼付、エリア外駐車、車両通行証の使いまわし等の不正行為が発見された場合には、当該エントラントの競技除外を含むペナルティが科せられる場合がある。

以上